

## 【初任者研修(県立学校)における他校種訪問について】

### 1 目的

他校種における授業等の参観を通して、授業の進め方や工夫について考え、日々の授業や教育活動にいかし、自己の授業力を向上させることを目的とする。

### 2 他校種訪問として認められるもの

近隣の小・中学校の授業期間中の通常の授業参観、授業研究会等(運動会、体育祭、文化祭等の授業を伴わない学校行事が行われる日を除く。)

### 3 他校種訪問の対象となる学校の範囲

県内の国公立小学校あるいは中学校(なお、現在までに交流を行っている学校あるいは地域(近隣)の学校が望ましい。)

### 4 他校種訪問校決定までの流れ

- ① 初任者所属校の校長は、初任者と相談の上、訪問校を決定する。
- ② 初任者所属校の校長は、訪問校の校長に受講者の受入れを打診するとともに、日程・内容等を調整する。調整後、事前に訪問校に依頼状(参考様式5)を送付する。

### 5 他校種訪問終了後

初任者所属校の校長は、「他校種訪問レポート」(参考様式2)を令和7年2月28日(金)までに訪問校の校長宛てに送付する。

※ 訪問校は、今後の他校種訪問受入内容の検討に活用する。

(裏面へ続く)

### 他校種訪問の内容と研修時間、実施時期および実施例

- 1日の研修時間は、半日程度(3時間以上)を目安とし、実施日程の中に他校種訪問レポートの作成を含めてもよい。
- 実施時期は、原則として6月～1月とする。

#### 【他校種訪問実施の流れ】

| 日時・会場                           | 形態・時間              | 内 容                                  | 講 師                                     |
|---------------------------------|--------------------|--------------------------------------|---|
| ○月○日<br>(○)<br>○○<br>小学校<br>中学校 | オリエンテーション<br>(30分) | 学校概要説明、施設見学 等                        | 訪問校担当者<br>〈管理職、総括教諭・教諭(教務担当者・校内研究担当者等)〉 |
|                                 | 授業参観<br>(50～100分)  | 公開授業、研究授業、通常授業 等                     |   |
|                                 | 協議・講話<br>(30～80分)  | 授業の振り返り、協議、質疑応答、意見交換、特色ある取組についての説明 等 | 授業参観者、<br>訪問校担当者、<br>授業担当者等             |
|                                 | まとめ<br>(20分)       | 研修の振り返り、他校種訪問レポートの作成 等               | 訪問校担当者                                  |

- ※ 実線で囲まれた部分(授業参観)をプログラムに入れてください。
- ※ 破線で囲まれた部分は、訪問校の実状に合わせて内容構成をアレンジして構いません。
- ※ その他の内容については、訪問校の実状に合わせて柔軟な対応が可能です。訪問校が計画した公開授業研究会、校内授業研究会等のプログラム等に合わせても構いません。
- ※ 時間は、訪問校の日程に合わせて柔軟に実施してください。
- ※ 他校種訪問の時間帯については、初任者所属校と訪問校との間で相談して決定してください。

上記は一例です。訪問校の状況に応じて設定してください。

## 【初任者研修他校種訪問 Q&A】(県立学校)

### ◆ 実施日時の連絡調整について

Q1 訪問校の受入可能日は総合教育センターが提示するのか。

A 訪問校との日程、内容等の調整は全て当該校の校長間で行ってください。

Q2 児童・生徒のいない夏季休業中に訪問日を設定してよいか。

A コロナ禍対応は今年度実施しませんので、児童・生徒のいる期間での実施をお願いします。

### ◆ 訪問校・日程の決定について

Q3 一人の受講者が小学校・中学校の両方に訪問するのか。

A 小学校又は中学校のどちらか一校に訪問することとします。

Q4 所属校と交流している学校がない場合、県内の国公立小学校・中学校であればどこを選択しても構わないか。

A 県立学校と地域の小学校・中学校との交流を深め、地域連携の強化を図ることも、他校種訪問のねらいの一つです。原則として地域(近隣)の学校を訪問校として選択するようにしてください。

Q5 中等教育学校の前期課程や特別支援学校の小学部・中学部を訪問しても構わないか。

A 県内の国公立小学校・中学校への訪問としているため、中等教育学校の前期課程や特別支援学校の小学部、中学部を訪問校とすることはできません。

Q6 訪問日の設定は、木曜日(初任者の校外研修を実施する日)以外はできないか。

A 木曜日を原則としますが、学校の事情により他の曜日に設定することも可能です。

### ◆ 他校種訪問の内容設定について

Q7 訪問校において参観する授業は、受講者本人が教えている教科でないといけないのか。

A 参観する授業についての指定はありません。受講者が担当する教科あるいは関連する教科の授業以外でも、授業の組み立て方や、児童・生徒の主体的な学習活動の様子を学ぶことが、受講者の授業改善のヒントになり得ると考えています。

Q8 受講者が訪問先の小学校・中学校で授業を行うことはできるか。

A この研修のねらいは、受講者自身が小学校・中学校の授業を参観し、その中から学びを得ることですので、受講者が授業を行うことは含まれません。この研修と切り離して、学校間交流の取組として進めていただけるようお願いいたします。

Q9 訪問校において、部活動やクラブ活動の見学を行うことは可能か。

A この研修においては、プログラムの中に組み込むことはできません。他校種訪問のねらいは、訪問校の授業参観を通じて受講者が授業改善について理解を深めることにあります。他校種訪問のプログラムの趣旨に則った内容となるよう、受講者に御指導ください。

◆ 他校種訪問の事前指導について

Q10 初任者所属校の管理職は、訪問に当たり受講者にどのような指導が必要か。

- A この研修は、県立学校側が小学校・中学校の御協力を得て実施するものなので、挨拶やお礼などの基本的なマナー等、訪問校で失礼のないよう指導をお願いします。  
また、訪問校で何を学ぶのかを受講者とともに確認してください。なお、訪問校のウェブページ等を事前に閲覧しておくプログラムが組まれている場合、その旨を受講者に伝えてください。

◆ 他校種訪問当日の対応について

Q11 他校種訪問日に、受講者が何らかの事情で訪問できない(欠席する)場合は、どのように対応すればよいか。また、受講者が、訪問中に体調不良の場合、どのように対応すればよいか。

- A 受講者の事情で訪問できない(欠席する)場合や、受講者が訪問中に体調不良になり、管理職が研修不可能と判断した場合は、当該校間で連絡を取りあい、資料送付と閲読をもって他校種訪問に代える等の対応をお願いします。

Q12 「3時間以上の訪問」が「一日」としてカウントされるが、他校種訪問実施日は、所属校での勤務は行う必要がないのか。

- A 研修としての取扱いでは「3時間以上」の研修を「一日」としてはいますが、サービス上は通常の勤務時間に準ずる取扱いとなります。誤解のないよう受講者に対する指導をお願いします。

※ この他、他校種訪問全般について判断に迷う場合があれば、総合教育センター教育事業部教育人材育成課(キャリア開発班)へ管理職を通して御質問ください。  
(0466)81-1974(直通)